

**平成28年度
社会福祉法人柳川市社会福祉協議会 事業計画書**

《重点目標》

1. 社会福祉法人改革への対応及び安定的財政運営
2. 地域福祉活動計画に基づく福祉活動の推進及び事業検証
3. 福祉委員活動の推進及び地区社協活動の支援充実
4. 介護保険制度改革に伴う新たな総合事業への対応

《法人経営部門》

1. 組織運営事業

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月2回、対象者：常務理事及び管理職等）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年1回）

(3) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会費の推進

地域行政区等の協力を得て、一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員を推進します。

- 一般会員（目標／17,900世帯、8,950千円）※7月を推進月間とします。
- 特別会員（目標／5団体、50千円）※8月を推進月間とします。

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索すべき状況にあることから、平成26年10月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も自立的な経営基盤の強化を図る必要性から、積極的な積立金への積み増しを行い、継続的に安全性、収益性の高い方法で管理を行っていきます。

また、社会福祉法人制度改革において、目的が不透明な積立資産については、余裕財産とみなされる可能性があることから、本会が保有する事業経営積立資産の目的及び使途等について明確化を図ります。

(4) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第82条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(5) 情報公表

市民から信任を得られる法人であるために、適正な財務諸表及び現況報告書等のインターネットでの公表を行い、財務状況の透明性を高めます。

(6) 法令遵守

社会福祉法人関係法令への理解を深めコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

2. 連絡調整事業

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(3) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(4) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員等研修

社会福祉法人制度改革について、役員及び評議員を対象に研修を実施します。

- 役員及び評議員研修の実施
- 監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、本年度の研修より、

社協全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画会議を立ち上げ、研修を企画していきます。

- 職員基礎研修（6月頃、常勤職員対象）
- 広報研修（8月頃、常勤職員対象）
- パソコン研修（10月頃、常勤職員対象）
- 交通安全研修（12月頃、全職員対象、柳川市が実施する交通安全研修に参加）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務または階層別研修に必要に応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

4. 人材育成事業

(1) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住または出身の学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- ホームヘルパー等の介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

《地域福祉活動推進部門》

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組みます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア発掘・育成
- ボランティア入門講座
- ボランティア団体の支援及び連絡調整
- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 災害ボランティアセンター運営スタッフの養成及び設置運営訓練の実施

(今年度については福岡県総合防災訓練内で実施。5月29日(日)予定。)

(2) 障がい者問題啓発セミナー

当事者の抱える問題や生活実態を知ってもらう機会を設け、障がい者に対する理解促進を図ります。

(3) 福祉教育教材配布事業〔新規〕

市内の各小学校及び特別支援学校に福祉教育教材「ともに生きる」を配布し、福祉の心の醸成を図ります。

(4) 市民福祉講座の開催

市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについて学習機会を提供します。

(5) 災害に強い地域づくり講座の開催

住民同士の支援活動を円滑に進めるために必要な知識の普及を図ります。

(6) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。

(7) よりあい活動支援講座の開催

地域活動の支援者を育成し、よりあい活動や地域活動のより一層の推進を図ります。

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行／年6回

社協事業をはじめとした地域福祉情報を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

(2) ホームページによる情報配信 [http://www.yanagawa-shakyo.or.jp/]

社協情報や福祉情報など、ホームページ上でタイムリーな情報配信を行います。

(3) 市民福祉座談会の実施

社協事業や財源に対する理解を促し、市民の福祉課題に向き合う場として実施します。

(4) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

(5) 社会福祉大会の開催／大和地区で 10 月 15 日開催予定

社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。

(6) 福祉啓発ポスター配布事業

5 月の児童福祉月間及び 9 月の老人福祉月間に合わせ、公共施設等にポスター掲示し、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

(7) 福祉啓発機器等貸与事業

地域福祉活動の啓発・促進を図るために視聴覚機器を貸出します。

(8) 高齢者疑似体験用具貸与事業

高齢者の身体的機能を疑似的に体験し、高齢者に対する理解を深めてもらうために用具を貸出します。

(9) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局として、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

(2) 福祉委員新任研修会・全体研修会の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動報告等をとおして福祉委員の資質向上を図ります。

(3) 福祉関係者座談会の開催〔新規〕

行政区長や民生児童委員、福祉委員等地域の福祉関係者を対象に、支え合いマップづくりなどを通じて要援護者情報や地域課題の共有、情報交換の機会を設定し、関係者相互の連携強化と情報提供に努めます。

(4) 地区社協連絡会の開催〔年4回〕

地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として開催します。

(5) 個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕

各地区の活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。

(6) 地区社協全体（役員）研修会〔隔年〕

地区社協の運営を担う役員等を対象に、地区社協活動に対する共通理解の促進及び各地区の活動状況を知る機会を提供することで、地区社協活動の活性化と役員の意識高揚を図ります。

(7) 見守りネットワークの推進

地域住民や行政など関係機関等と連携し、地域並びに市全体における要援護者等の見守りネットワークの構築を進めます。

(8) よりあい活動支援室内遊具貸与事業

地域で行われているよりあい活動の活性化及び高齢者の介護予防のために室内遊具を貸出します。

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(2) 住環境改善機材貸与事業

高齢者や障がい者の生活環境の改善や公共のためのボランティア活動を支援するために作業用機材を貸出します。

(3) 子育て支援セミナー

子育てに関する知識の習得及び親同士の仲間づくりを支援するために実施します。

(4) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

(5) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

(6) 物故者への敬供事業

物故者の生前の勞に感謝し、靈前に敬供品と弔意を贈ります。

《市民福祉サービス部門》

1. 総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

①日常的な総合相談窓口

②心配ごと相談

□毎週木曜日 13:00～16:00 柳川総合保健福祉センター

2. 生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□資金種類（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

3. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

解雇や雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対し、失業給付等公的給付制度受給までの間の生活費を貸付けることにより、生活の安定を図ります。

4. 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。

5. 日常生活自立支援事業

基幹的社協（筑後市社協）との連携のもと、生活支援員を配置し、認知症、知的障がい、精神障がいがある方等で、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの方へ、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預かりサービスを行います。

6. 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

(1) 電動ベッド (2) 車イス (3) 歩行器 (4) 松葉杖 (5) 乳児用ベッド

7. ハンディキャップ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャップ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

8. 活字文書読み上げ装置貸与事業

視力に障がいのある方の日常生活の便宜を図るために活字読み上げ装置を貸出します。

9. お出かけ見守り機器貸与事業

認知症高齢者や障がい児・者の社会参加を支援するため外出支援機器を貸出します。

10. 福祉バス事業〔市受託事業〕

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

11. 大和・三橋老人福祉センターの管理運営〔市受託事業〕

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

12. 柳城児童館の管理運営・地域子育て支援拠点事業〔市受託事業〕

児童の健康を増進し、情操を豊かにするために柳城児童館の管理運営を行います。また、同館において、乳幼児と親が気軽に集える場を提供し地域の子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業として、つどいの広場事業を実施します。

13. ファミリーサポートセンター事業〔市受託事業〕

子育てをする人の仕事と育児の両立と安心して働くことができる環境づくりのため、児童の預かり等について援助を受ける人と援助を提供する人の連絡調整を行います。

《在宅福祉サービス部門》

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 370 回を目指します。(平成 27 年度月平均 368 回)

(2) 訪問入浴介護事業

訪問入浴介護事業では、自宅の浴槽で入浴の困難な方への入浴支援を行います。簡易浴槽を準備し、介護職員 2 名、看護師 1 名により居室で安心感のある入浴サービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりの利用回数 40 回を目指します。(平成 27 年度月平均 37 回)

(3) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 115 件を目指します。(平成 27 年度月平均 112 件)

2. 予防給付事業

(1) 介護予防訪問介護事業

介護予防訪問介護事業では、介護予防を目的とし、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら、家事等を行うことができるよう支援します。

□ 1ヶ月あたりの利用回数 210 回を目指します。(平成 27 年度月平均 202 回)

(2) 介護予防訪問入浴介護事業

介護予防訪問入浴介護事業では、自宅の浴槽で入浴の困難な方への入浴支援を行います。簡易浴槽を準備し、介護職員 1 名、看護師 1 名により居室で安心感のある入浴サービスを提供します。

※当該事業は、これまで利用実績がありません。

(3) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 20 件を目指します。(平成 27 年度月平均 16 件)

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障害・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にしたサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数200回を目指します。(平成27年度月平均190回)

4. 在宅介護自費サービス事業

介護保険法に基づく訪問介護（予防事業含む）、訪問入浴介護（予防事業含む）及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

5. 地域生活支援事業〔市受託事業〕

(1) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

(2) 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整や権利擁護等の必要な支援を行います。また、地域自立支援協議会へ積極的に参加し、関係機関及び当事者と協議することで、新たな地域資源の開発に努めます。利用者のニーズに沿った支援体制を構築するため、サービス利用計画の作成を含め、計画的かつ包括的な支援を行います。

(3) 入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

6. 生活管理指導員派遣事業〔市受託事業〕

介護保険非該当者で、一人暮らしなどの理由で家事援助が必要な方に対してホームヘルパーを派遣して、簡単な家事等の日常生活に対する指導・援助を行います。

7. 高齢者生きがい活動支援通所事業〔市受託事業〕

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

8. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

9. エンゼルソポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。